

改正案	現行
(特定無線設備等)	(特定無線設備等)
第一条 法第二十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 一（五十）（略）	第一条 法第二十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 一（五十）（略）
二十一 設備規則第四十九条の八の一においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	二十一 デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備
二十一の二 設備規則第四十九条の八の一の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	
二十一の三 設備規則第四十九条の八の一の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	
二十一の六十二（略）	二十一の六十二（略）
2 法第二十八条の三十二第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、第十一号、第十一号の二、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十一号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。	2 法第二十八条の三十二第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、第十一号、第十一号の二、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) • (2) (略)
(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の一の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の二の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装 一	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
			（略） 備設線無の号一 十二 第一項一 第十二条 第二 線無の二の号一 十二 第一項一 第十二条 第二 線無の三の号一 十二 第一項一 第十二条 第二 （略）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) • (2) (略)
(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の一の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の二の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装 一	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
			（略） 備設線無の号一 十二 第一項一 第十二条 第二 （略）

置装信送					
搬送波電力	特性	比吸収率	空中線電力	強度又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅
搬送波電力	スプレエンファシ ズ特性	周波数偏移又は 変調度	低周波発振器 直線検波器	計又はスペクトル分析器 クトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器
搬送波電力	低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器	周波数計又はスペクトル分析器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

置装信送					
搬送波電力	特性	比吸収率	空中線電力	強度又は不要発射の スプリアス発射	占有周波数帯幅
搬送波電力	スプレエンファシ ズ特性	周波数偏移又は 変調度	低周波発振器 直線検波器	計又はスペクトル分析器 クトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器
搬送波電力	低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器	周波数計又はスペクトル分析器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

置装信受							
感度	電波等の限度	副次的に発する電力	送信速度	搬送波を送信しないときの電力	域外漏えい電力又は帯域接続チャネル	時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間
標準信号発生器 レベル計又は歪率 雜音計	又はスペクトル 分析器	又はスペクトル 分析器	○	○	○	○	○

置装信受							
感度	電波等の限度	副次的に発する電力	送信速度	搬送波を送信しないときの電力	域外漏えい電力又は帯域接続チャネル	時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間
標準信号発生器 レベル計又は歪率 雜音計	又はスペクトル 分析器	又はスペクトル 分析器	○	○	○	○	○

注 イ・ウ (略)	総合歪及び雑音 特性	波数変動 局部発振器の周	感度抑圧効果 相互変調特性	接続チャネル選 択度	減衰量 通過帯域幅
	ディエンファン 特性	周波数計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計
	標準信号発生器 歪率雑音計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計

注 イ・ウ (略)	総合歪及び雑音 特性	波数変動 局部発振器の周	感度抑圧効果 相互変調特性	接続チャネル選 択度	減衰量 通過帯域幅
	ディエンファン 特性	周波数計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計
	標準信号発生器 歪率雑音計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(図略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第21号に掲げ	<u>IZ</u>

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(図略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第21号に掲げ	<u>IZ</u>

<u>る無線設備</u>	
<u>第2条第1項第21号の2に 掲げる無線設備</u>	<u>AT</u>
<u>第2条第1項第21号の3に 掲げる無線設備</u>	<u>BT</u>
(略)	(略)

<u>る無線設備</u>	
(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。